

札幌圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案） の概要について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」と言います。）は、北海道が定める都市計画です。

札幌市周辺は、札幌市、江別市、北広島市、石狩市と小樽市の一部（銭函4、5丁目の石狩湾新港地域）を札幌圏として、一体的な都市計画が定められています。

現在の札幌圏の「整開保」の目標年が平成22年であることから、平成22年3月頃を目途として、見直しを予定しています。

小樽市では、北海道が今回の「整開保」を見直すに当たり、小樽市の素案（見直し案）を北海道に提出する予定です。

このため、小樽市の素案をまとめるに当たって、市民の皆様にご意見を募集し、反映したいと考えています。

なお、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしません。重複したご意見を適宜取りまとめた上で、素案への反映の考え方を公表する予定です。

次ページ以降に、「札幌圏 整開保（素案）の概要」について説明しています。

3 札幌圏都市計画 整開保（素案）の概要

【素案（見直し案）の概要】

都市計画の目標

今回の整開保においては、現行の整開保（平成16年2月策定）に引き続き、平成32年を目標とした札幌圏全体の都市づくりの基本理念を以下のとおりとしました。

道都札幌市を中心として各市が都市機能の有機的な連携と分担を図ることにより、区域全体の均衡を保ちながら持続的に発展していくことを目指します。

小樽市の今後10年間を見据えたまちづくりの方向性を示す「第6次小樽市総合計画（平成21年4月策定）」を踏まえ、小樽市の都市づくりの基本理念を以下のとおりとしました。

小樽市は、本区域の北西部に位置し、石狩湾新港とその背後地に物資流通基地、都市型工業基地などを建設し、本道経済の発展に寄与すべく、「道央の拠点都市」を目指し、「歴史と文化が息づく、健康、にぎわい、協働のまち」を将来都市像として、まちづくりを推進する。
下線部を変更しています。

区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無とその方針

区域区分の決定の有無については、平成12年の都市計画法の改正により、地域の実情に応じて都道府県（北海道）が選択できることとなりましたが、札幌圏など、依然開発圧力が高く、計画的に市街化を進める必要が高い区域についてのみ、例外的に区域区分を義務付けることとなっています。（都市計画法第7条第1項及び同法施行令第3条）

このため、ここでは、おおむね10年先（目標年）の人口などを見通して、それを適切に収容できるよう市街化区域の規模を定めます。

以下のとおり、小樽市では、札幌圏都市計画区域小樽市域分（銭函4,5丁目）の市街化区域の規模は、変更しないものとしました。

表-1 将来人口推計

基準年において定住人口無し。目標年においても定住人口を想定していない。

年次	平成17年（基準年）		平成32年（目標年）	
	札幌圏	小樽市の一部	札幌圏	小樽市の一部
都市計画区域内人口	2,122千人		2,138千人	
市街化区域内人口	2,087千人		2,109千人	

表-2 将来の市街化区域の規模

年次	平成21年（現在）		平成32年（目標年）	
	札幌圏	小樽市の一部	札幌圏	小樽市の一部
市街化区域面積	32,645ha	414ha	32,884ha	414ha

区域区分の見直しにかかる小樽市の方針など、詳細につきましては、「札幌圏都市計画 区域区分（素案）」をご覧ください。

主要な都市計画の決定の方針

「主要な都市計画の決定の方針」の構成及び小樽市に係る部分の主な変更点は以下のとおりです。

詳しくは、閲覧資料の整開保の新旧対照表をご覧ください。

1 土地利用

- (1) 主要用途の配置の方針
- (2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針
- (3) 市街地における住宅建設の方針
- (4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
- (5) 市街化調整区域の土地利用の方針

主な変更点

小樽市に係る部分については、現行の整開保と同様です。
(一部文言を加えております。)

2 都市施設

- (1) 交通施設
 - (2) 下水道及び河川
 - (3) その他都市施設
- 以上の基本方針、主要な施設の配置方針、整備目標

主な変更点

小樽市に係る部分については、現行の整開保と同様です。

3 市街地再開発事業

- (1) 主要な市街地開発事業の決定の方針
- (2) 市街地整備の目標

主な変更点

小樽市に係る部分については、現行の整開保と同様です。

4 自然的環境の整備又は保全

- (1) 基本方針
- (2) 主要な緑地の配置方針
- (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針
- (4) 主要な緑地の確保目標

主な変更点

小樽市に係る部分については、現行の整開保と同様です。